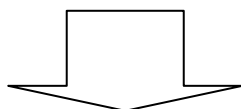


給水装置取扱い基準の改定

2. 給水工事の基本事項

(3) 止水栓・量水器の設置（標準設置図）

- ① 止水栓及び量水器の位置については、官民界から1m以内とし、その位置に設置できない場合は乙止水栓の開閉、検針等がしやすい場所とする。
- ③ 市の管理境界は本管取出しから最初の乙止水栓（BOX含む）までの給水装置とする。



(令和2年4月1日以降)

- ① 止水栓の設置位置は、官民界から原則1m以内とする。ただし、地形などの影響で1m以内に設置できないときは、なるべく近い位置で乙止水栓の開閉がしやすい場所とする。また、量水器は乙止水栓に隣接して、設置するものとする。
- ③ 給水装置の管理境界については、本管取出しから最初の乙止水栓（BOX含む）までを市の管理（修理のみ）とする。ただし、乙止水栓が設置されていないとき又は乙止水栓が官民境界から1mを超えて二次側に設置されているときは、官民境界から概ね1mまでを市の管理とする。（官民境界から概ね1mを超えて二次側に設置されている乙止水栓については、水道局で管理（修理のみ）する。）